

長い間ご使用になっていない預金通帳・証書の確認のお願いについて

お預け入れいただいたまま、長い間出し入れがなく、お取引のない状態になっている預金も、当行では、引き続きお預かりしております。預金通帳・証書、お届出印、および本人確認書類（運転免許証等）を、当行本支店の窓口までご持参いただき、所定の手続を経たうえで払戻することができますので、いま一度ご確認をお願いします。なお、窓口での受付から払戻手続の終了まで、最長で2週間程度のお時間を頂戴いたしますので、あらかじめご了承ください。

また、預金通帳・証書やお届出印が見当たらない場合でも、ご本人様の預金であることが確認できれば払戻しができますので、預金種類、口座番号がわかるもの等をご用意のうえ、当行本支店の窓口までご照会・ご相談くださいますようお願い申し上げます。

以 上